

# 議会運営委員会 会議録

=====  
日 時 令和4年1月25日（火曜日）  
午前10時00分開会、午前11時40分閉会  
場 所 第3委員会室

---

## 日 程

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長挨拶
- 4 協議事項
  - (1) 令和4年第1回臨時会の運営について
    - ① 日程について
    - ② 上程される議案等について
      - ア 報 告（ 4件）
      - イ 補正予算（ 1件）
  - (2) 「政務活動費の手引き」の改正について
  - (3) 議会費の減額補正について
  - (4) その他
- 5 閉 会

---

## 出席委員（7名）

委員長 海老原 一郎  
副委員長 平石 勝司  
委 員 篠塚 昌毅  
委 員 鈴木 一彦  
委 員 下村 壽郎  
委 員 今野 貴子  
委 員 塚原 圭二

---

## 欠席委員（0名）

---

その他出席した者

議 長 小坂 博  
副議長 勝田 達也

---

説明のため出席した者（5名）

副市長 東郷 和男  
副市長 栗原 正夫  
市長公室長 川村 正明  
財政課長 山口 正通  
財政課財政係長 小神野 昭博

---

事務局職員出席者

局 長 小松澤 文雄  
次 長 天貝 健一  
係 長 小野 聡  
係 長 寺嶋 克己  
主 任 津久井 麻美子  
主 任 松本 裕司  
主 幹 片岡 美保  
主 幹 鈴木 優大

---

傍聴者（0名）

---

○海老原委員長 おはようございます。ただ今より議会運営委員会を開会いたします。  
傍聴はありませんね。

（「ありません」との声あり）

○海老原委員長 では、議長の方からご挨拶願います。

○小坂議長 本日は令和4年第1回の臨時会ということでございますので、慎重な御協議をよろしく願いいたします。また、政務調査費の御議論もありますのでよろしくお願ひいたします。

○海老原委員長 それでは、早速、協議事項に入ります。協議事項1 令和4年第1回臨時会の日程案について、協議をお願いします。執行部から説明をお願いします。

○東郷副市長 手元の議会運営委員会の資料1をお願いいたします。令和4年第1回の臨時会の日程案でございます。28日の1日の会期でお願いいたします。よろしくお願

いたします。

○海老原委員長 ただ今の件で、何かご意見ありますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 それでは、第1回臨時会の日程については、執行部説明のとおりといたします。次に、上程される議案等の説明をお願いします。まず、報告について、執行部から説明をお願いします。

○川村市長公室長 令和4年第1回臨時会の議案等概要につきまして、ご説明いたします。サイドブックの議会運営委員会、令和4年、1月25日開催、資料2第1回市議会臨時会議案概要をお開きください。1ページ表紙をご覧ください。今回の提出案件は、報告4件、議案1件、合わせて5件でございます。2ページをお願いいたします。提出案件の一覧でございます。報告といたしまして、専決処分4件、議案といたしまして、補正予算1件、合計5件でございます。3ページをお願いいたします。専決処分4件につきまして、順次ご説明いたします。報告第1号令和3年度土浦市一般会計補正予算第12回の専決処分の承認につきましては、一般会計歳入歳出予算の表をご覧ください。歳入・歳出それぞれ、10億5,077万3,000円を追加し、総額を550億2,374万1,000円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金の増でございます。歳出につきましては、下段の補正予算概要をご覧ください。3款民生費、2項児童福祉費、14目子育て世帯への臨時特別給付金給付事業につきましては、昨年の第4回定例会において議決をいただきました、子育て世帯への臨時特別給付金の先行給付分5万円と合わせて、残りの5万円についても同様に現金給付するための費用の計上で、これにより、子育て世帯への10万円の一括給付を可能とするものです。事業費の10分の10が補助されることから、歳入に国庫補助金を同額計上するものでございます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を、早急に支援することが重要であると考えたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年12月20日に専決処分したものでございます。次に、報告第2号令和3年度一般会計補正予算第13回の専決処分の承認につきましては、4ページの一般会計歳入歳出予算の表をご覧ください。歳入、歳出それぞれ、20億4,248万9,000円を追加し、総額を570億6,623万円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金の増でございます。歳出につきましては、下の補正予算概要をご覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、10目非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、困難に直面した方々に対し、生活・暮らしの支援を行う観点から新たな支援策として、住民税非課税世帯及び家計が急変した世帯に対し、1世帯あたり10万円を支給する臨時特別給付金の支給に係る事業費の計上でございます。事業費の10分の10が補助されることから、歳入に国庫補助金を同額計上するものでございます。本件につきましては、様々な困難に直面した方々に対し速や

かに支援を行うため、国から早急な支援を求められていることから、地方自治法第179条第1項の規定により、本年1月7日に専決処分したものでございます。以上2件の補正予算につきましては、地方自治法第179条第3項の規定に基づく、ご承認をお願いするものでございます。次に、和解に係る報告でございます。報告第3号公用車に係る物損事故の和解につきましては、土浦市営駅東駐車場において、公用車を出庫する際、左隣に駐車していた相手方車両に接触し、相手方車両の一部が破損したことによる和解、5ページをお願いします。報告第4号公用車に係る人身事故の和解につきましては、昨年11月の臨時会において、物損事故の和解について報告をさせていただいた事案になります。公用車が、真鍋五丁目地内にある茨城県合同庁舎の駐車場を走行中通路を右折する際、左から走行してきた相手方の車両に接触し、相手方が打ち身等を負ったことによる和解でございます。以上2件の報告につきましては、いずれも、和解成立日に専決処分を行ったものであり、地方自治法第180条の規定により報告するものでございます。以上で報告案件の説明を終わります。

○海老原委員長 ただ今の説明で何かありますか。

○篠塚委員 確認なんですけど30億以上のお金を支出しているんですけど、国の方からはもう入ってきたんですかね。これから入ってくるんですかね。どうなんでしょう。

○川村市長公室長 全額入ってきているわけではありません。これから入ってくるかと思えます。

○篠塚委員 財調の中でとり崩してやっていると思うんですけど、30億だと半分まではいかないけど使っていくんですけど、これから年度内にこういう補正があるかもしれないんですけどその辺は大丈夫なんですか。国から入ってくるのもあるんでしょうけど。

○川村市長公室長 30億のうちほとんどは国の方から入ってきているんですけど、不足分につきましては、市の方で持っている留保金で支払いをしているというところでございます。

○篠塚委員 じゃあ大丈夫だということによろしいでしょうか。

○川村市長公室長 はい。

○鈴木委員 今の答弁でいくと議決前に執行しちゃっているわけでしょ。今回でこの補正を議決するわけですよ。専決でやっての報告なんだっけ。

○東郷副市長 公室長から報告があったと思うんですけど、専決処分の承認をお願いしております。

○鈴木委員 専決でやったわけだ。

○川村市長公室長 専決でやった者を議会で承認していただくということです。

○海老原委員長 では次に、補正予算について、説明をお願いします。

○川村市長公室長 続きまして、議案の説明をさせていただきます。議案第1号令和3年度一般会計補正予算第14回につきましては、一般会計歳入歳出予算をご覧ください。

歳入歳出それぞれ5億2,335万7,000円を追加し、総額を575億8,958万7,000円とするものでございます。歳入には、国庫支出金、県支出金、寄付金、繰入金の計上でございます。具体的な内容は、6ページの概要をご覧ください。2款総務費、1項総務管理費、20目防災費、地域防災関係事業は、災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症対策のための物品の購入に係る費用の計上であり、財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものでございます。22目諸費、市税過誤納還付金は、償却資産に係る課税標準の特例の適用漏れが判明したことによる、市税過誤納還付金の増額計上でございます。2項徴税费、3目徴収費、収納関係は、新型コロナウイルス感染症対策として、外出による感染リスクを低減させるため、オンラインでのクレジット決済システムを導入する費用の計上で、財源として臨時交付金を充当するものでございます。3款民生費、1項社会福祉費、9目生活困窮者自立支援事業費 生活困窮者自立支援金支給事業は、感染症の影響により生活が困窮した方で、一定の要件を満たす支給対象者に対する、就労による自立を図るための自立支援金の支給に係る費用の計上です。10分の10の国庫補助があることから、歳入に同額を計上するものです。2項児童福祉費、2目児童福祉対策費には項目が2つございます。マタニティタクシー利用料金助成事業は、既存予算の財源更生でございます。妊産婦の感染リスク低減のため、妊婦健診等でタクシーを利用する際の料金補助に対し、臨時交付金を充当するものです。2点目の子育て支援施設利用促進事業は、感染症対策として、動画を通じて子育て施設の内容を広く周知するための映像作成に係る費用の計上で、財源として、臨時交付金を充当するものです。4目母子父子福祉費、低所得のひとり親世帯に対する生活支援特別給付金支給事業は、感染症の影響により、生活に影響を受ける低所得のひとり親世帯に対し、県が独自に実施する生活支援を行うための給付金、児童一人当たり5万円に、市独自の上乗せ分児童1人当たり1万円を加え、合計6万円の支給に係る費用の計上で、財源として県補助金及び臨時交付金を充当するものです。14目子育て世帯への臨時特別給付金給付事業は、国の子育て世帯臨時特別給付金の支給対象外となった児童に対する、市独自の給付金の支給に係る費用の計上で、財源として、臨時交付金を充当するものです。7ページをお願いします。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、予防費関係新型コロナウイルス感染症対策事業は、公共施設における感染症対策のための物品の購入及び自宅療養者の食糧支援物品購入に係る費用の計上で、財源として、寄付金及び臨時交付金を充当するものです。8款消防費、1項消防費、1目常備消防費には、項目が4つございます。1つ目の常備消防警防救急事業は、感染症対策のための救急物品の購入に係る費用の計上で、財源として寄付金を充当するものです。常備消防一般管理事業は、本部及び各消防署における感染症対策資機材を配備するための費用の計上で、財源として臨時交付金を充当するものです。常備消防警防救急事業は、感染症の発生に対応するための感染症対策資機材の購入に係る費用の計上で、財源とし

て臨時交付金を充当するものです。職員給与計算事業は、既存予算の財源更生でございます。感染症傷病者を搬送した職員への防疫手当支給に対し、臨時交付金を充当するものです。9款教育費、3項中学校費、2目教育振興費、教育振興費関係新型コロナウイルス感染症対策事業は、既存予算の財源更生でございます。感染症の影響によって中止となった修学旅行の取消料について、保護者の負担軽減を図るため旅行業者に支払う補償金に対し、臨時交付金を充当するものです。5項社会教育費、4目芸術文化振興費、芸術文化振興事業は、市民ギャラリー等における感染症対策のための物品の購入に係る費用の計上で、財源として臨時交付金を充当するものです。9目図書館費、図書館新型コロナウイルス感染症対策事業は、来館による感染リスク低減のため、電子書籍コンテンツの拡充を図るための費用の計上で、財源として臨時交付金を充当するものです。11目青少年育成費、青少年健全育成事業は、既存予算の財源更生でございます。成人式会場において、当日抗原検査を行うための検査キット購入費用について、臨時交付金を充当するものです。6項保健体育費、3目体育施設費、体育施設維持管理は、霞ヶ浦文化体育会館における、感染症対策物品の購入に係る費用について、臨時交付金を充当するものです。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○海老原委員長 ただ今の説明で何かありますか。

○篠塚委員 補正予算は大体分かりましたけど、1点だけ、市の職員関係の新型コロナ感染予防に関しては消防しか今補正がないと思うんですけど、他の市の機能が低下することを防ぐための予算は今回つけていないんですか。それとも国の方の該当がなかったからつけなかったのか。その辺はどうでしょう。

○東郷副市長 消防の他に付きましても、これまで予算措置をしてそろえているところです。不足が生じた場合にはまたお願いすることがありますけど、特に消防の場合日々出ている回数も多いということで、その分の補充ということでございます。

○篠塚委員 備品の問題だけではなくて人材の問題もあると思うんですけど、機能低下しないような予算の措置というのは今後考えていくということによろしいですか。今度の臨時会にはかからないということによろしいですか。

○東郷副市長 先ほど専決処分していただいた給付金に関する人材派遣は持っていますけど、今回コロナ関連で3億9,600万のが12月27日に国からこの額だよと配付がありました。当面の考え方としては、コロナ感染予防対策として執行したいと。状況を見ながら年度当初の予算に組み入れるか、今コロナがどんどん拡大している状況なので、そのタイミングを見て予算をお願いしたいという考え方でいます。ただそういう状況の中で更に人員が不足する状況もあればその中で組み入れていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたしたいと思えます。今のところは大丈夫だと。

○篠塚委員 今のところ大丈夫だから予算措置をしていないということで、今このコロナ感染者の増加率を考えると誰がかかってもおかしくない状況なので、市役所が動かな

くなったら大変なことになっちゃうので、それを含めて検討されているということでしょうから。

○東郷副市長 当然役所なので事業計画をしていかななくてはならないので、各部局や対策本部でも事業計画を作成させていただいて体制を作っていますので。

○篠塚委員 わかりました。何かあった場合には臨時会なりかな。

○東郷副市長 また何かありましたら相談させていただきます。

○海老原委員長 私の方から1点あるんだけど。一人親の特別給付金は県の5万円は分かるんだけど、市の1万円というのは例えば2万円でも良いのかなど。何で1万にしたのかな。

○東郷副市長 多い方が良いと思いますけど、全体の予算の中での部分を考えて、県の方からは少なくとも5万円は出していただけるということなので、そこに1万円をプラスさせていただいて少しでもご支援したいという気持ちでございます。

○篠塚委員 委員会でやっていただいて。

○海老原委員長 そのほかありませんか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 以上で、上程される議案等の説明は終わりました。その他、執行部から何かありますか。

○東郷副市長 その他ございません。

○海老原委員長 それでは、執行部の皆様は退席していただいて結構です。

#### 【執行部退席】

○海老原委員長 それでは、次に、協議事項2 政務活動費の手引きの改正についてをお願いします。事務局から説明願います。

○天貝事務局次長 昨年郁政クラブが政務活動費により発行した土浦市議会活動報告書に対する住民監査請求を受けた監査結果を踏まえまして政務活動費の手引きの改正を行うもので、平成30年以来の改正となります。今回の改正は、指摘を受けた広報費に係る部分と、全国議長会が取りまとめた、政務活動費に関するQ&Aに示されたものを中心に改正案としてまとめたものであります。この全国議長会の政務活動費に関するQ&Aは平成31年に全国の各議会が自主的に運用マニュアルの策定や改訂を行う際の参考指針とするためにそれまでの訴訟の判例を基にまとめたもので、資料3の3に係る部分を抜粋して記載しております。資料3の1は、改正後の手引きの全文となります。説明は資料3の2の新旧対照表でさせていただきますのでお聞き願います。まず始めに、1の政務活動の概要という手引きの導入部分に当たるもののうち、1 政務活動費について解説している部分において、交付の対象と金額の後に一文追加するものであります。赤字の部分で、政務活動費の用途は議員が自律的に判断し、いつでもその説明ができるものでなければなりません。これにつきましては、政務活動費を執行するに当たっての

大原則を記載することで、各議員が用途をきちんと理解し市民から疑念を持たれることのないようにするものです。逆に言えば説明が出来ない用途には支出できないということになります。これについては資料の3-3をお開きください。赤字が改正案文でその下に関係する全国議長会のQ&Aを記載しております。青字の部分が該当する参考とした記載で、訴訟になった場合は会派や議員が裁判官から説明を求められることになる、というものです。資料3-2に戻っていただいて、(2) 政務活動について解説している文章をより分かり易く改正するものです。議員の議会活動の基礎となる政務活動、会派・議員としての活動及び調査研究活動と議員としての議会活動を離れた活動、選挙運動、政党活動、後援会活動、私的活動等とする案です。これを更に分かり易くするために3ページのイメージ図を新たに追加してはどうかという案です。一番上の点線の枠は政党活動、選挙活動等でこれは私的活動に当たるので政務活動費の対象にはならないというものです。次の会派・議員としての活動及び調査研究活動については政務活動費の対象になると。一番下の議会活動は費用弁償が支給されているので政務活動費の対象ではないというものです。次に2ページに戻っていただいて、1行目から朗読いたします。なお、政務活動を一概に定義することは困難であり、政務活動費の支出に当たっては用途基準の申し合せ事項等を参考に、政務活動とそれ以外の活動等が混在する場合は合理的方法により按分するなどして、社会通念上妥当なものであるよう慎重に取り扱う必要があります。ということで、赤字部分を追加するものです。合理的方法とは、例えば今回郁政クラブが返還金の額を算出した際に指摘を受けた記載部分の紙面に占める面積割合から按分したような方法が考えられます。次の改正前の米印のそれ以外の活動の解説部分は、選挙運動の解説部分をより分かり易くするとともに、本文で政治活動という文言がなくなりましたので、それにかかる解説部分を削除するものです。次に4ページをお願いします。2 政務活動費の基本原則の中に(2)として交付時期等に係る記載があります。4月に一括交付する文章の後に、交付を受けた政務活動費の執行については、会計年度を原則とします。を一文追加するものです。これは会計年度独立の原則から年度を超えた期間分の支出をすることは出来ないとする判例があることから規定するものです。もちろん議員任期外のものも違法となります。次の(5) 按分による計上の項目では、適切に按分して計上という表現に留まっておりますので、先程と同様に尚書きで合理的方法により説明できる必要がある旨追加するものです。なお、按分の割合はその時勢により変化していることから、直近の判例等を参考に決定することが肝要です。次に(6) 証拠書類の提出・整理・保存についてです。この証拠書類の提出・整理・保存に関する記述の主語はあくまでも会派又は議員になりますが、括弧書きの条例第9条は議長が5年間保存する旨の規定であることから、ここに記載するのは相応しくありませんので第9条を削除し、合わせて徴しを削除し、会派又は議員が主語となる文章に改めるものです。次に大きな3番の用途基準に関する申し合せ事項についてです。冒頭の文章

の中の条例の番号に誤りがありましたので改めるとともに、規則の名称を正式名称に改めるものです。5ページをお願いいたします。4交通費、宿泊費等についての使途基準の中の改正前の職員旅費条例を正式名称に改めるものです。次に5食糧費については、送り仮名を記載する字句の整理です。6ページをお願いいたします。備品購入費についての使途基準の中の、行政視察記録写真用カメラ、カセットデッキを時代に即した表現に改めるものです。次に大きな2の使途基準の留意事項の調査研究費に係る記述の中に、行政視察実施後に報告いただく収支報告書の内容についての規定があります。ここに3項目を追加してはどうかという案でございます。①普通地方公共団体の施策等について見分を広めることを目的として日程、訪問地等が選定されていること。②上記目的に沿って訪問調査が実施されていること。③訪問先で目的に合致した説明や質疑応答がされていること。を踏まえうえて、を追加するものです。これまでも運用の中で遵守されていることと思いますが、判例等で調査旅費の支出が認められる基準として示されていることから明文化し、市民から疑念を持たれることのないよう意識を高めていただくものです。7ページをお願いいたします。4行目から7行目までに政務活動費をキャンセル料に充てる際の基準を追加するものです。常任委員会の視察におけるキャンセル料の取り扱いについては、過去に平成26年議運でご協議いただき、キャンセル料は市民の税金であることから自己都合によるキャンセル料の支払いは認めず、病気の場合は診断書を提出することになっております。会派の行政視察におけるキャンセル料の取り扱いについても運用上は常任委員会のルールに準拠してきましたので改めて明文化するものです。行政視察や研修会のキャンセル料は、災害、急病等やむを得ない場合を除き認めない。急病によりキャンセルする場合は、医師の診断書を提出すること。を追加するものとなります。8ページをお願いします。行政視察における議員及び事務局の事務分掌を表にまとめ、改めて明文化するものです。政務活動費の執行につきましては、今後益々厳しくなっていくことは明らかである、と考えられます。よってしっかりとした目的を持った行政視察を実施することが重要であり、会派又は議員に説明責任があることから意識を高めていただくため会派又は議員の所掌事務の一番始めに、視察先を選定し、調査事項を決定するとし、反対に事務局の所掌事務の一番始めに、会派から依頼のあった視察先へ電話連絡し、調査事項を基に依頼文を作成する。ただし、視察先及び調査事項の選定は行わない。と明記するものでございます。その他の項目については、視察費用を積算する。通常は旅行会社等の領収書及び内訳書で把握できると思われる。帰庁後、報告書及び視察資料を事務局へ提出する。経理責任者は、全ての領収書を保管するとともに、旅費等支出内訳書を作成し、領収書等の証拠書類と合わせて収支報告書を議長に提出すること。視察については、原則14日前までに議長に届け出るものとする。と追加します。これらについては、これまで運用されているものを明文化するものです。次に研修費です。様々な研修会に参加でき、その場合は報告書を議長に提出する旨規定され

ていますが、一般教養に類する研修を対象外とする判例があることから9ページに、なお、研修会は一般教養もしくはこれに類するものを対象とするのではなく、市議会議員として求められる政策立案や監視権の行使につながるようなものであること。と規定し注意をしていただくものです。次に広報費ですが、監査結果において、活動報告書に記載できる事項が判断できる基準を盛り込むべき、との意見が付されていることから改正するものです。議員の議会活動等を住民にPRするための経費である旨の記載の後に、朱書きで印刷物による報告、PRをする場合の配慮すべき事項とし、注意事項6項目を列挙するものです。①は既存のもので発行者名に関する規定です。②議員の宣伝行為と混同されないよう、内容には十分配慮しなければならない。③改選前の広報紙の作成については、選挙前の事前運動と混同されないよう発行部数等が大きく偏らない配慮をしなければならない。④以下に掲げる議員個人の写真やプロフィール等を広報紙に掲載する際は、掲載方法やその内容などから、広報紙に掲載することへの必要性について十分な検討を行った上で、必要最低限の掲載に留めることとする。すなわち、これらの記載が報告事項の内容と付随して一体となっているとともに、その表現、構成等が報告を効果的に行うため工夫されているものでなければならない。議員個人の写真、似顔絵を含む、議会及び地域等での役職、電話番号やメールアドレス、⑤議員個人の主義、モットー、スローガン、学歴、年齢の掲載は認めない。⑥は既存の注意事項です。次に広聴費です。住民からの要望・意見を聴取するための会議に係る経費について規定されていますが、ざっくりとした表現に留まっていることから、全国議長会のQ&Aを参考に、支出の根拠となった会議の開催場所が政務活動を行う場所として適当なのか、会議の内容が主に市政に関する意見交換や議論などを行うための会合なのか、参加者や参加対象者が後援会のメンバーといった特定のメンバーやグループになっていないかなど、政務活動の一環である会議としての要素を備えているか十分に検討しなければならない。と規定するものです。次に会議費です。各種会議に要する経費についての規定ですが、やはりざっくりとした表現に留まっていることから、先程の広聴費と同じ注意書きを追加し、注意していただくものです。続いて資料購入費において、「当たり」は字句の整理です。米印の注意書きは、前にも出て参りましたが、図書や新聞を年間購読するケースがありますので改めて注意を促すものです。次に事務所費です。一番下に記載があるように自宅において使用する事務用消耗品や事務機器のリース代は、現在7割を政務活動費から充てております。按分については多くの判例が示されており、合理的な方法で算定困難な場合、最近では5割を基本とする判例が見受けられることから改正してはどうかというものです。朗読しますと、自宅において使用する事務用消耗品等及び事務機器のリース代については、経費の5割を支給するものとする。また、現在コピー機を自宅においてリース契約をされている方がいらっしゃいますので、経過措置としてただし、令和4年4月1日の改正前に既にリース契約しているものについては、その契約期間が満

了するまで改正前の支給割合7割を適用する。と規定するものです。なお、文末に注意書きで、コピー機等の高額な物品に係るリース契約をする際は、契約期間終了後に所有権が契約者に移転しないものとする。と記載するもので、これは全国議長会のQ&Aで、所有権が移転する契約になっていると購入ローンとみなされ、資産形成という批判を回避するためにも所有権が移らないものにしておく配慮が必要とされていることから規定するものです。最後にその他です。政務活動費の預金口座で生じる預金利子については、各党派（議員）の経理責任者が適正に管理すること。と記載するものです。政務活動費は、交付した時点で公金の性格は無くなることから、生じた預金利子は市の財産に属さないこととなります。そうしたことから各党派で適正に管理する旨規定するものです。なお、記載はありませんがこの改正は新年度、令和4年4月1日施行とするものです。資料3-1をお開きください。1ページの目次をご覧くださいと1の政務活動費の概要、2の政務活動費の基本原則、それから3土浦市政務活動費使途基準に関する申し合わせ事項について改正案をご説明いたしました。18ページをお願いいたします。24ページにかけてこれまでの改正経緯をまとめてございます。21ページからは今回の改正案をまとめたものでございますが、分量が多いこともありますので、更に分かりやすく整理したいと思っておりますので、事務局に一任いただきたいと思います。また27ページからはQ&Aになりまして、一番下の事務所費関係において、自宅を事務所としている場合の消耗品や事務機器のリース代の経費について、7割を限度とし、但し書きで合理的方法で按分できない場合は5割とし、次のQ6の自宅で使用する備品の扱いについても、同様の趣旨の改正を行うものです。以上ご協議をお願いいたします。

○海老原委員長 皆様、ただ今の御説明に対してご意見等はございますか。

○塚原委員 2点ほど。資料の3の2の7ページに海外、姉妹都市を除く及び企画商品等による行政視察は認めないとあるんですけど、ところがキャンセルについて今回のコロナのようなキャンセルの場合、視察先からのキャンセル、視察は今回お断りしますとあった場合はこれはやむを得ない場合という風に認めて良いのかが1つ。

○天貝事務局次長 事務局の方で考えるには、この改定は来年度4月からになりますけど、災害の部類に入ってくると思いますので、事務局ではそう考えますので後は皆さんの方で市民に対して説明ができればそれで良いと思います。

○塚原委員 仮に私たちが今事務局からお話をいただいたように災害だよといっても、市民から認めないと。これは災害じゃないよな、事前に分かっていたじゃないかと言われればそれまでということですか。

○天貝事務局次長 それは考え方の相違とみる部分も出てくるんじゃないかと思いますが、市民の方が納得できなければ監査請求を出されるとか、最悪の場合訴訟に発展するという事も考えられますので、それを含めて説明責任があるということですか。

○塚原委員 それともう1点。次のページで、いつも帰庁後、報告書及び視察資料を事

務局へ提出する。というのがありますが、今まで2週間以内と何気なく言われていたようなところがあったんですね。ここはどのくらいの間に提出してくださいというのは特に項目としてはないのでしょうか。

○天貝事務局次長 この文面に記載はございませんが、領収書などの証拠書類の提出は条例とか規則に30日という風に記載されています。この14日というのは政務活動費の手引きの中に記載されております。

○塚原委員 手引きの中に書いてあるの。この資料の中に。

○天貝事務局次長 これは新旧対照表ですので3の1の方に記載があります。

○鈴木委員 これは今日決めるの。

○海老原委員長 皆さんの了解があれば今日決める。

○鈴木委員 この分量を今から何分かけて審議するのか分からないけど、今日初めて示された資料で今日決めるのは無理なような気がするんですけど。皆さんはどう思っているんだろう。

○海老原委員長 いかがでしょうか。

○篠塚委員 今日初めて提案された資料ですので、確かに今日決めるのは審議時間が。先ほど言われた災害の件もあるので、文章の付け加えがあると思うので、次回議会運営委員会が開かれるでしょうから、それまでに皆さん御意見をいただいて、とにかく令和4年4月1日からは運用できる形にするということはいかがでしょうか。

○海老原委員長 これは条例の改正ではないので、議運で決まればそれで良いということだよ。

○天貝事務局次長 先ほど申しあげましたように、新年度から提供という形にしたいと考えておりますので、次の議会運営委員会でまた議論していただく形でもよろしいかと思っております。ちなみに次の議会運営委員会が2月4日に予定されておりますので、もし今日決められないということであれば4日をお願いしたいと思います。

○篠塚委員 ですから今日疑問点とかどンドン出してもらって。でないとなら4日に決められないので。一つ私の方から提案なんですけど、先ほどの行政視察のキャンセルについてなんですけど、急病等については米印であるんですけど、災害についても米印ですね大規模な災害等地域災害と認められるものについてはとかの項目を入れたらどうでしょうか。例えば大きく言ってしまうと、熊本のような大きな地震災害があったと。こちらは関係ないじゃないかと言われることもありますよね。たまたま視察が遠くということもあるだろうし。だからそのところは米印をつけておいて、ある程度把握できるようにしておいたらよろしいのかと思うので。それは後で文章を。今は思いつかないので。確かに自然災害で今回のような疫病等もあるでしょうし、地震とか台風とか部分的な災害とかもあるでしょうし、視察先の災害もあるでしょうし、行く途中の交通災害もあるでしょうし、いろいろなことが想定されるかと思うので、そこはちょっとわかりやすいような

米印で記載できるようにしていた方が良いと思うので、それは検討材料としてはいかがでしょうか。

○小松澤事務局長 確かに細かく書いた方が良い部分もあると思うんですけど、結局全部を網羅できないというのは周知の事実でありますから、大雑把に書いてほしい他方が良いのかなと。ただ視察地が災害に遭ったとか、出発地が災害に遭ったとか、経路地が災害に遭ったとかあると思うんですね。それはケースバイケースであると思いますので、書き込めるかは検討してみたいとは思いますが、大きく捉えておいた方が良いのかなとは思いますが。検討はさせていただきます。

○小坂議長 今回の変更というか改正の主な趣旨というのは会派の広報誌が出まして、その広報誌が監査請求を受けましてという経緯でこのことが出てきたいということが一番の趣旨でございまして、その点をよく読み込んでいただいて議論をしていただきたいと思っておりますので、委員の皆さんよろしくお願いたします。

○鈴木委員 議長のおっしゃっていることは部分的には分かるんですが、広報誌の部分だけの改正であれば分かるんですが、議員活動から何から全部含まれた改正案になっているので、ちょっとこれかなりの時間をかけないと。私の考えではすぐには決められない部分が多いんですね。例えば3ページの会派議員としての活動の所に、例として補助金の要望活動とあるんですけど、どこに対しての補助金の要望活動なんですかという部分がある。また土浦市としての要望を国県に要望したものなのか、または日本財団とかそういう財団が関係したものなのか、そういう細かいところまで詰めていかないとこれ簡単に認めるわけにはいかないなというのが私自身の考えなんですけど、議長の考えはどうなんでしょう。

○小坂議長 これはあくまでも中身というよりイメージ図ということでございまして、考え方の参考になるということで事務局でつけられていることだと思うんですけど、政務活動費と費用弁償という考え方で。まあ私もたぶん皆さんもよく政務活動費に使える活動と使えない活動の線をどこで引くかをルール化されているわけで、日頃の自分の政治活動については全く問題がないわけですね。自分のお金でやる分には。ただ要するに税金を使うその利点がやはり一番の議論になるべきだろうと思えます。例えば要望等についてですが、議員というのはそもそも要望なんですね。市に対してもどこに対しても。そういうことは活動の中では認められているんですね。当然。ただその中で政務活動に使えるかどうかという部分。ですから広報誌もそうですし、もちろん政治活動の一環ですが、その点が曖昧な部分がありましたので改正されるべきであろうと。そうすると全体的な部分も多少いじらないとなということで、今回も改正すべき部分で出てきているので、よく読み込んでいただいて疑問点は出していただいて決めていただきたいということで。できれば私の希望としては4月1日からやっていただきたいというのは、来年度からそういった活動が進むわけですから、やはり決めた方が市民の御理解もいただけ

るのかと思いますのでよろしくお願いいいたします。

○鈴木委員 議長の思いは十分くみ取ったんですけど、日程的な問題で次回2月4日にやってこれを決めちゃうというのは私は厳しいと思うんですけど、例えば議会基本条例とかだっけかなり年月を費やして作っているわけだけど、そこまではやらなくて良いんだけど、あと何回審議するくらいの見通し、それくらいは立てていただかないと。次の2月4日で決めちゃってくださいというのは私は無理です。

○篠塚委員 手引きの考え方なんですけど、基本的には今まであったものをより改善しようという考え方なので、その中で改善点を皆さんで分かち合えれば良いと思うので。これをやはり4月1日から運用した方が良いと思うんです。できるだけ早く。そうすると日程的にいうと、議会運営委員会で決めて、全員協議会に諮って皆さんに協議していただいて、実際に3月の定例会にはこの件は決まるという風にしないと動かない。4月1日にするには。ということは2月4日の議会運営委員会で中身を全部決めていって皆さんに示した方が良いと思います。内容的には今まであった手引きにプラスアルファを付け加えるだけなので、そのところは赤字で塗ってあるので、そのところを皆さん見ていただいて御意見をいただいた上で書き加えるなりをやれば良いと思うので。いかがなものでしょうか。2月4日に決めるという方向で私は良いと思うんですけど。それで提案させていただきます。

○海老原委員長 いずれにしても今日は決めませんので。次回2月4日の議会運営委員会では決めさせていただきたいと思うんですけど。

○鈴木委員 いや私は2月4日の後にもう一回開催していただきたい。ですので2月4日に決めてくださいというのには反対します。

○天貝事務局次長 2月4日の後になりますと18日にも議運がございますので、よろしければそちらでも協議は可能かと思えます。

○鈴木委員 そこまでだったら多少。要は会派の人間とも相談するしかないと思うんですよね。ある程度会派で話し合いをして出てきているので、そう考えると18日までいただければ話し合いの場が2・3回持てるので。そういう形をとっていただけると助かります。

○小松澤事務局長 確かにおっしゃるとおりそういった形で進めたいと思うんですけど、少なくとも4日の議運の時には内容について加除修正の案をいただければと思います。その時点で皆さんの議論したものをブラッシュアップして18日にまとめるというスケジュールになると4日には皆さんの意見をまとめてきていただきたいと思えますので、御協力をお願いいたします。

○海老原委員長 ただ今鈴木委員より2月4日に精査したものを提出していただいて、その後2月18日に決めたいと、決めさせていただきたいということですが、皆さん問題ないですか。

○小松澤事務局長 4日に出していただくというお願いなんですけど、できれば事務局でもまとめる時間が欲しいので、分かったところから事務局に伝えていただければと思います。進んだ御議論ができるかと思しますので御協力をお願いいたします。

○海老原委員長 スケジュールはよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 2月4日にもう一度検討していただいて皆さんから御意見をいただくということが前提ですが。

○篠塚委員 今分かる範囲で出していただいた方がよろしいんじゃないですか。後から出すといってもあれなので。いろいろな御意見が出ればそれを載せて改正案が出ると思うので。分かる範囲で皆さんの御意見を出していただいた方が良いんじゃないかと。

○海老原委員長 皆さんから今の時点で気がついたことがあればお願いします。

○下村委員 会派の会計をしていると金利の問題が発生してきたんですけど、これ適正に管理すると言われても管理できない。例えば年度内の中で支給された政務活動費総額を超えて使ったときは金利を使えると思うんですけど、残っちゃったときはどうするんですか。変換しなくてはならないとき。その時金利分は返せないんでしょ。そこら辺のことが適正という表現なんだろうけど。例えば選挙の時に会派が分かれちゃった場合どうするのか。

○天貝事務局次長 発生した金利なり利息というのは変換する必要はありませんので、政務活動費の会派ごとの通帳があるのであれば留保していただき、それをどう使うかということはあるんですけど、それについて例えば飲食費に当てないだとか、会派で購入したものの一部に充てたということで説明ができればよろしいかと事務局では考えます。

○下村委員 近年は低金利の時代だからそんなに大きな金額にはならないですけど、今後金利が上がっていったときには、これがなん10円になると。会派が解散になったときにはどうするのかなど。

○小松澤事務局長 変換する政務活動費として年度会計で変換する部分には含めない。それ以外の例えば皆さんで集めているお金の一部になるだとか。それと同じような処理をすれば良いのではないか。解散するときには他のお金も処理するわけですから。その一部として処理すれば良いわけですから。先ほど公金としての性格はなくなってしまうんだよと。いわゆる市役所の預かり金ではない。皆さんに交付して、政務活動費に充てるお金として皆様の中のプールされたもの。公金性はないという考え方なので、会派の中の支出の中でやっていただければ良いと。

○下村委員 適正に管理するとあるから非常に会計としては厳しいところだよな。分かりました。

○篠塚委員 事務費についてなんですけど、新旧対照表の11ページ、12ページ。コピー機等リースについて。これはあの今あるコピー機はわかったんですけど、今度新規に

購入する際には、新規の契約する際に事務局に持ってきて良いか悪いか聞くのか、それとも政務活動費は総務市民委員会の方になっているんですけど、それは最終的な決算の時なので、この辺はどのように判断していくか。その辺をしておかないと難しいところが出てくるんじゃないかと。

○**天貝事務局次長** 議員の皆様側でも悩む場合が非常に多いだろうと思いますので、そういったときには事務局の方へ質問の方をしていただければ、アドバイスできることであればアドバイスしますし、わからない部分は全国議長会に問い合わせをしますので、悩んだときには一度御相談いただければよろしいかと。ただそれについてここに記載するのはと思いますので運用で。

○**下村委員** 例えば先ほど会派に所属している議員個人が借りている話があるよとの説明で、会派の会長がOKを出さないと多分支出証明が出ないと。それで一つの報告書の中にいくらということで決算として出されてくると思うんですけど。会派の会長がこの政務活動費を認めないと決算として盛り込めないですよ。だから7割だとかいっているけど、本来契約額だって個人個人によってばらつきがあると思うんです。同じリース器を使っても。だから7割だとか5割だとかいっているのだろうと思っているんですけど。だから5割なら5割と決めちゃったら良いのかなと。4月意向は5割という表現を使っていますから非常に良いのかなと思っているんですけど。

○**天貝事務局次長** 事務局も最初は5割と一律でいこうかという案もあったんですけど、判例を見ますと合理的な説明ができていけば一律にする必要性がないという判例がありますので、経過措置といいますかそのような意味合いも含めまして、合理的説明ができれば7割まで認めたらどうかとここに記載したものです。

○**鈴木委員** 合理的説明とはどういうことを指すか教えて欲しいんですけど。

○**天貝事務局次長** 一概にこれという100パーセント答えはできませんけど、先ほど申しあげましたように、郁政クラブの方で今回変換金を算出したときに、指摘された紙面の一部があるんですが、面積が全体の面積に占める割合から金額をはじき出したというケースがありますので、そういったことで証拠として出せるものを。市民が納得するものになりますけど、そういった説明ができるものが合理的な説明なのかと。

○**鈴木委員** コピーはリース料意外にもカウンター料金がかかってきますよね。後保守点検だとか。そういったところはどうのように扱うのでしょうか。

○**天貝事務局次長** コピーの場合カウンターがつけられているといった場合には印刷した枚数が加算されたりするケースがあると思いますので、そういった場合には印刷した枚数がわかりますのでそれに突合する。例えば広報紙を印刷してそれを配ったんだよという書類があれば良いわけですから、それが合理的説明ということですよ。

○**鈴木委員** 運用の手引きなどを作っておいて、コピーは政務活動費を使って契約した場合は、一枚たりとも何をとったかわかるようにつけておく以外に合理的説明の根拠と

いうのが出てこないと思うんだけど、そういう風にするしかないんじゃないの。

○天貝事務局次長 もし5割を超えて政務活動費を充てたいという場合は合理的説明が必要になりますので、5割を超えて支給してもらいたいという場合はそういった証拠書類を保存すべきだと思います。

○鈴木委員 例えば3人の会派がいます。3人の会派室に一台なのかここに契約して持っていて良いのか。その辺は。

○天貝事務局次長 特に今までのものにも記載はありませんので、どれだけ必要なんだという説明が出てくるんだろうと思いますけど。ルール上は規定はありませんので可能だと思いますけど、手続きは必要かと。

○鈴木委員 説明の部分はわかるんだけど、政務活動費そもそもが会派にの対する支給なのか、個人に対する支給なのか。3人の会派は会派に対する支給という考えでいたんですけど、3人いるから自宅に一台ずつというのはあり得ないと思うんだけど。その辺は認めちゃうの。

○天貝事務局次長 会派の中で話し合っていて、会長が認めればそういう使い方も有りなんじゃないかと。

○小松澤事務局長 そこもやはり説明責任があるので。

○下村委員 政務活動費は1人会派以外は、会計責任者が会長と相談して支払いをするかどうかいろいろな問題が発生してくるわけですね。そうすると例えば3人でコピー機3台が必要かという話もあろうかと思うんですよね。会計責任者は会計の報告義務があって、やはりこれを見ながらやるわけで、それがわからない場合は事務局に聞きましますし。それと個人でコピー機を借りたとき本当に個人で借りたのか、会社のを使ったのかそういうことも出てきちゃうと困るし。政務活動で使ったのを証明するしかないし。そういう意味で会計って大変なんですよ。会派の会長と相談してやっていかないといけないし。今までもなんとなくこういう形のものをやってきたんですよ。それを赤字でとかで具体的にわかりやすくしていただけたというところで、戸惑いがなくなってくるところもあるし、素晴らしく変わるのではないかと感じております。

○篠塚委員 政務活動費は最終的に総務市民委員会で審議をして承認するかというところもあるので。これは政務活動費の手引きなので、その中の文言をもうちょっとわかりやすくしろだとか、付け加えたりという議論を進めていかないと。これ政務活動費自体の話になっちゃうといつになっても結論が出ないので、ここの文言だけに絞って話をしたいと思っています。

○海老原委員長 ではそういうことでお願いします。他に質問はありますか。なければ篠塚委員からあった災害の部分の追加の。何が良いのかわからないけど。

○篠塚委員 それについては4日までに。あれば出させていただきますので。

○小松澤事務局長 先ほど議長からあったように、広報誌のところが1番市民が注視し

ているところだと思うんです。その点について皆さん具体的な御意見があれば伺いたいなと思うんですけど。具体的な意見があれば取り入れたいと思います。写真の取り扱いが1番課題かなと。監査でも指摘されたんですが広報紙と関連性がないと。写真が記事の穴埋めではないですけど、関連性のない写真を載せるのはあまりよろしくない、だめですよといただいております。その辺ももう少し具体的に変えた方が良いのではないかと御意見をいただければありがたいと思います。

○篠塚委員 広報紙についてなんですが、会派や政党等で扱い方が違ってくると思うのでそこら辺が曖昧になっているんですよね。政党とか個人のPRは無しと書いてあるんですけど長々と書いてあるので、その辺をどうするかというのが難しいと思うのでこういう文章になったと思うんですけど非常に難しい。例えば視察に行って個人の写真だけはだめなのかとか。視察先で商品を見ている写真で個人だけ写っているのは、一連の流れの写真でしょうし。個人の宣伝に対する写真はだめですよという文章だけで後は良いのかなという気がするのですが。ただ政党に関しますと、政党の宣伝はいけないというけれど、所属している団体政党で行った場合には、それは政党の宣伝たと言われたら、そうになってしまうということもあり得るので、その辺をうまく書かなければならないのですが、手引きとしてはこの文章で私は良いと思います。具体的にやっていったらそういうことがたくさん出てくるので。この文章でよくできていると思います。

○海老原委員長 いずれにしてもこの事務局案をベースに次回2月4日にですね。もう一度。

○篠塚委員 もう一点良いですか。先ほどの写真について。写真の大きさというのもあると思うんですよ。紙面に対してどれくらいの大きさが良いのか。それを手引きに入れるべきなのかどうかということはこの次までに考えていただきたい。例えば紙面の20分の1くらいであればとか、10分の1であれば良いですよとか。大雑把なことを入れるかどうかとか。

○天貝事務局次長 今写真の大きさのお話がありましたが、これについては正解がないので、ここに記載するのは難しいだろうと思います。ただ判例ではいろいろありますけど、何センチ以内にしないでほしいとか、紙面の何分の1にしないでほしいというのがございませぬので、先ほど申し上げたとおり記事と関連性がないといけなしか記載ができないと考えております。

○下村委員 写真の事例とかありますけど、私もいろいろ裁判事例を調べましたが、平成19年と20年では裁判事例がすごい変わってきている。傾向が変わるわけですよ。いわゆる世論の批判も変わってきている。そういうところで写真がどれくらい必要だとかだめだとか、そんなことがどんどん変化してきている感じなんです。ですからここで事務局が示してきた赤字の部分は割合表現されていると感じますので、限定して写真の面積だとかできないと感じておりますので、その辺も含めてお考えいただければ。赤字

で書いてあるところは非常に良く表現されていると思います。

○鈴木委員 議論がかみ合わない理由がよくわかったのだけど、私が欠席しているときにそちらの会派の方の広報紙のどこが悪くて、何に対して訴えられて、それがどこに訴えられたのか、裁判所に訴えられたのか私その経緯がわからないのね。今野さんに聞いたら私が欠席しているときに報告があったというんだけど、そこをちょっと説明してもらえない。

○海老原委員長 今じゃなくて、後じゃだめなの。個別で。

○鈴木委員 それがわからないから、私の考えと議論がかみ合わない。正直感想だけ述べさせてもらおうと、皆さん会派で作った何であの素晴らしい物のどこに文句をつけられたのって。あれ否定されちゃったらはっきりいって作れないよ。こっちの会派で作ろうと思っても作れない。だって議員のプロフィールとか写真とか名前がだめだったら誰が作った物なのっていう。年齢も載せちゃだめということでものすごく不満があるんだよね。だから今日なんか決められないよというのが正直な話。それと法廷で戦ったんですかと私は聞きたい。まあそれは後で個人的に聞きます。

○海老原委員長 その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 それでは事務局案のとおりとさせていただきます。それではこの件につきましては2月4日にもう一度検討して、2月18日に決定ということにさせていただきます。次に、協議事項3議会費の減額補正について、事務局から説明をお願いします。

○天貝事務局次長 資料4議会費の減額補正についてをお開きください。今年度も昨年同様コロナの影響で議会活動が大きく制限されました。それに伴い議会費にかなりの額の不用額が生じていることから、第1回定例会で減額補正を行うものでございます。1の補正の内容です。1行政視察を行っていないことに加え、議長会関係の会議や研修会の中止による旅費、費用弁償及び負担金の減額を行うものです。2議会だよりの契約差金と、会議録を電子化し製本部数を減らし経費を縮減したことによる不用額を削減するものです。3タブレット端末のインターネット通信料につきましては従量制の契約となっております。現在のところ通信量が少ないことから不用額を減額するものです。具体的な金額は2番に記載の通り、議会費全体で764万1,000円でございます。主のものは常任委員会の行政視察に係る費用弁償等の293万7,000円、それから印刷製本費310万2,000円でございます。なお、行政視察の費用弁償につきましては、現時点で今年度の行政視察を行わないと既に決定している委員会の予算を計上したもので、現時点で決定していない産業建設委員会、議会運営委員会及び広報公聴委員会のものを含まれておりません。本日議会運営委員会として今年度の行政視察についてご協議いただいて、もし行わないと決定した場合には、議員8名分の費用弁償96万円と随行職員1名分の旅費12万円、合計108万円を追加することになりますので、ご

協議をお願いいたします。

○海老原委員長 ただ今事務局から説明がありましたが、まず最初に本年度の議会運営委員会の視察につきましてはいかがいたしますか。私が言うまでもないのですが、本年度の議会運営委員会の視察は行かないということにさせていただきます。よろしいですね。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 それでは今年の議会運営委員会の視察は行かないということにさせていただきます。他にありますか。

○篠塚委員 まだ決定していない委員会があるということですが、3月の定例会で減額補正するというので、それまでに決まっていればこの金額が変わるということでしょうか。

○天貝事務局次長 今執行部の方で補正予算の締め切りの日程が決められておりますので、その締め切りに間に合うように決定すれば追加で金額を増やすことは可能でございます。

○篠塚委員 いつですか。

○天貝事務局次長 実は明日ではあるんですけど。ただ歳出ではございませんので、返す物ですので多少伸びても大丈夫かなと思います。

○篠塚委員 ただ今回の臨時会で各委員会が開催されるかと思っておりますので、その委員会の委員にこの状況を知らせて決めていただくというのも一つかと思っておりますので、それで間に合えばそれも一つの提案として足並みをそろえた方がよろしいかと思うので。

○天貝事務局次長 ただ今議運の方は行かないと決定しました。あとは産業建設委員会と広報広聴委員会でここに委員長がお二人いらっしゃいますので後ほど相談をさせていただきますと思います。事前委員会ですとか、広報広聴委員会ですと臨時会当日となりますが後ほど相談をさせていただきますと思います。

○平石副委員長 確認なんですけど、これは委員の皆さんにおはかりして、採決がとれれば行かないとするということでしょうか。

○天貝事務局次長 委員長だけでは決められないと思いますので、皆さんで話し合っていて結論を出していただきたいと思います。

○篠塚委員 需要費の印刷製本費が300万削減となったんですが、これは令和4年度の予算でもここは入ってこないということで良いんですか。

○天貝事務局次長 この差額の費用が出たのは主に議会だよりの入札があり、結果として元々の予算との乖離があったということでございます。来年度は入札の結果どうなるかということになります。

○下村委員 良く広報広聴の方で議会報告会やりますよ、予算がありませんというんだけど、なにかあるんであれば予算を取ってくれないとやろうと思うことができないとい

うのは困るよねと感じるんですが。

○**天貝事務局次長** これまで確かに議会報告会に関しては予算という物は特段設けてはございませんでした。しかし過去の経過から申しますと、のぼり旗を作っただとかそういったことがありましたけど、それについては予算の範囲内で消耗品として購入したという経緯がございますので、そういう範囲で収まる物であればその都度購入だとか、必要な物になりますけど。来年度こんなことをやりたいということで、ある程度金額があつて前もってわかるのであれば事務局に相談いただければ必要な物については予算要求をしていく手続きになろうかと思えます。

○**下村委員** 例えば印刷がこういう風にしたいとか。例えば今までは白黒のコピーしか配布しなかった。だけどカラーでこういう風なものをやってみたいだとか、そういったものを広報広聴委員会が今年度中に来年度こんなことをやりたいから予算をとということじゃなくて、例えば50万なら50万、100万なら100万という計上が先にできないのかという私はそういう考え方なんですよ。予算要望をするときに何か目的がこんなことをやりたいと。先付けで100万なら100万予算化しておくから、後考えておいってくださいよというやり方もあるのかなという思いもある。その辺については。

○**小松澤事務局長** 予算の要求の仕方の流れから言うと非常に難しい。目的があつて予算は審査されますので、目的が決まらない、具体的物が無いということではなかなか予算を通しづらい。いわゆる自由なお金ですよ。それはなかなか取りづらいと思えます。なるべく早い時期にこういうのを来年度計画するんだという打ち合わせをしていただいて、そちらの方をとっていくという話になるかと思えます。

○**海老原委員長** その他、ございますか。

(「なし」の声あり)

○**海老原委員長** 事務局からその他、ございますか。

○**小松澤事務局長** ございません。

○**海老原委員長** なければ、以上ですが、本日の資料は、各議員にこの後、非公表とするものはありませんか。事務局いかがですか。

○**天貝事務局次長** 減額の資料ですが、金額が変更となりますので、こちらは非公表の方がよろしいかと考えます。

○**海老原委員長** ではこの減額については非公表といたします。次回議会運営委員会は2月4日金曜日10時から第3委員会室となります。議題は第1回定例会の運営方法、コロナ対応についてとなります。それでは、以上を持ちまして議会運営委員会を閉会します。お疲れ様でした。